

千歳市 介護予防・日常生活支援総合事業 Q & A

番号	種別	質問	回答	備考
1	事業所指定	市外の通所介護事業所を利用している方が、総合事業へ移行した際、事業所の指定について	ご質問の市外の通所介護事業所が、平成27年3月31日現在でみなし事業所になっていれば、そのみなし期間は原則3年間であるので、平成30年3月31日まで指定申請は必要ありません。ただし、市町村によっては、みなし期間が2年の場合もありますので、市外の市町村に確認する必要があります。	
2	基準・単価	総合事業対象者のサービス利用限度額についてはどの単位を考えているか。	事業対象者については5,003単位、要支援1は5,003単位、要支援2は10,473単位です。 例外的に10,473単位を可とする場合があります。	
3	通所型サービス	月～金に「地域密着型通所介護」「介護予防通所型サービス(介護予防通所介護)」、土曜に「通所型サービスA」といった同じ場所で曜日を分けて運営することはできるのか。	可能です。	

